

青色申告を始めませんか！

3月15日までに税務署への申請が必要です

青色申告は、自分の経営を客観的につかむためにも重要なことです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、ご検討ください。

また、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

〔青色申告を始めるためには〕
新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、今回は平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年2～3月）。

〔青色申告の主なメリット〕

- ・「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。
- ・損失額を翌年以後3年間

（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

・帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなり、金融機関の信用を得やすといった経営上のメリットも出てきます。

収入保険制度が導入される予定です

収入保険制度は、農作物の品目にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

まだの方は早めの手続きをお願いします。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、新規就農者などでも、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績

がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

○その他、詳細については現在、国で検討されているところです。

◆問い合わせ先

中国四国農政局
（鳥取県拠点地方参事官室）
☎0857・22・3131
農林水産課
☎0858・58・6116

年金をあきらめていた皆さまへ

皆さまへ

平成29年8月1日から、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）が25年から10年に短縮され、今まで年金を受け取ることができなかった方でも年金を受給できる可能性があります！

◎対象となる方

65歳以上の方で、年金受給資格期間が10年以上の方です。平成29年2月末～平成29年7月の間に日本年金機構から「年金請求書」が順次送付される予定です。

◆問い合わせ先

米子年金事務所
☎0859・34・6111
ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
（IP電話でかける場合は03・6700・1165）

赤ちゃんハイハイ競争

◆日時 3月6日（月）
9:30～10:00（受付）

◆場所 保健福祉センターだいせん
（2階和室）

◆対象 生後3か月から。保育所（園）に通っていない町内在住の子ども

◆内容 「ハイハイ部門」「ヨチヨチ部門」「走りっこ部門」があります。お子さんの成長に合わせて部門をお選びください。※動きやすい服装で、お茶を持っておでかけください。ハイハイ競争のあとは、「森田さやかさんとわらべうた」があります。

◆締切 2月24日（金）

◆申込み・問い合わせ先

子育て支援センターなかやま
☎0858-58-6062
子育て支援センターなわ
☎0859-54-2395
子育て支援センターだいせん
☎0859-53-1157